

保育士の人材確保・処遇改善に向け 平成 24 年度補正予算により安心子ども基金に 438 億円積み増し

◇ 政府は平成 25 年 1 月 15 日、総額 13 兆 1,054 億円となる今年度補正予算案を閣議決定しました。厚生労働省関係(計 3 兆 2,198 億円)では、緊急経済対策関係として①「成長による富の創出」関係 1,691 億円 ②「復興・防災対策」関係 1,345 億円 ③「暮らしの安心・地域活性化」関係 3,999 億円、また基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の維持等 2 兆 5,164 億円となっています。

この中で「暮らしの安心・地域活性化【福祉関係】」として、「(1)待機児童解消のための保育士確保(安心子ども基金の拡充)」438 億円により、保育士の人材確保に向けて、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、保育士の就業継続を支援する研修、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施することとされました。併せて「(2)保育や地域の子育て支援の充実等(安心子ども基金の積み増し・実施時期 1 年延長)」118 億円が計上されています。

平成 24 年度補正予算(案)の概要(雇用均等・児童家庭局)(抜粋)

1. 安心子ども基金の積み増し・延長	557 億円
(1) 待機児童解消のための保育士の確保	438 億円
保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。	
① 保育士確保施策の拡充	14 億円
(i) 保育士養成施設新規卒業者の確保	
・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取組への助成(保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職説明会の実施等)	
・保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修等)	
(ii) 保育士の就業継続支援	
・新人保育士を対象とした研修費用の助成	
・保育所の管理者(所長等)を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成(保育所内の相談体制、効果的な OJT、メンタルヘルスなどの研修等)	
(iii) 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等	
・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成	
〔保育士・保育所支援センターの業務〕	
・潜在保育士の相談・就職あっせん	
・潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言	
・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談対応等	
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成	
② 保育士の資格取得と継続雇用の強化	84 億円
(i) 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援	
・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用や受講に伴う代替要員費の助成	
(ii) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付	
・保育士養成施設の入学者を対象に保育士資格取得に必要な修学資金を貸付	
※貸付を受けた者が保育所等へ就職して 5 年間勤務した場合には返済を免除	

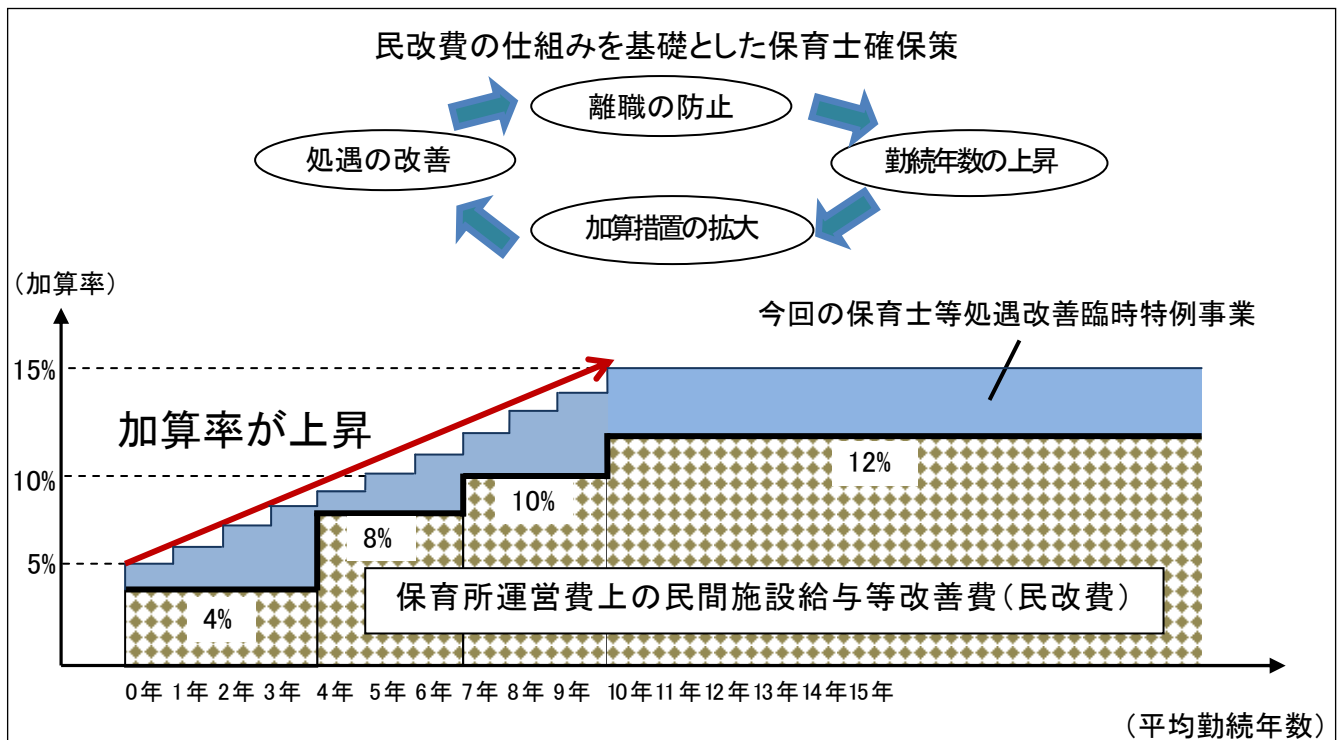
③ 保育士の処遇改善

340 億円

保育士の処遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)の仕組みを基礎に、処遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に交付する。各保育所の平均勤続年数が高いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで、保育士の処遇改善と離職防止に結びつける。

※ 交付対象:私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)

⇒ << 下記図参考 >>



(参考)保育士の処遇改善(国補助率10/10)【340億円】「民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策」について標記について、厚生労働省説明資料及び保育課照会を参考に、現時点で下記の点をご参考まで補足します。

○ 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額
 保育士 (福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む)) 約8,000円
 主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む)) 約10,000円

○ 交付方法

都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

○ 算定対象になる職員範囲

職員の平均勤続年数を算出する際に計算に含める職員の範囲は、現行保育所民改費と同一(全常勤職員及び1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者)。

○ 処遇改善の対象になる職員について

私立保育所に勤務する職員(非常勤職員を含む)が対象。ただし、事業の趣旨から、経営に携わる法人の役員である職員については処遇改善の対象にはならない。その範囲内において、実際に処遇改善を実施する職員の範囲や処遇改善の具体的な内容については、各保育所の実情に応じて各保育所で決めて実施するものとする。

○ 保育士等への給与改善に係る支給方法は、月額給与もしくは一時金のいずれの方法でも可。

- 平成 25 年度当初からの運用開始（平成 25 年 4 月分から適用）を想定している。
（なお、安心子ども基金拡充による新制度までの臨時的施策であり、平成 26 年度については未定であるが同様の運用を財務省と今後調整。平成 27 年度以降は新法による新制度上の給付のため、今後、国の「子ども・子育て会議」を中心に検討を行う見込み。）

田村憲久 厚生労働大臣に面会 ～ 新制度に向けた今後の取組等について懇談 ～

- 1 月 11 日、田村憲久 厚生労働大臣に、大臣室において近藤 会長はじめ伊藤、川下、森本、小林、戸田、橘原全私保連副会長と菅原、平野、塚本常務理事が面会し、ご挨拶すると共に、保育課長同席の中、新制度の今後の状況等について懇談を行いました。近藤会長からは子どもたちのため、今後も引き続き連盟として全面的に協力推進する旨が述べられました。田村大臣より、とくに保育士の人材確保、処遇改善に向けた積極的な方向について説明を頂きました。
（なお、来る 2 月 21 日には、本連盟第 2 回予算対策委員会を予定しています。）



田村厚生労働大臣と近藤会長、
地元の森本三重県私立保育連
盟会長をはじめ全私保連副会
長、常務理事と共に



田村厚生労働大臣との懇談

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp